

政令第 号

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第四項、第十八条第二項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号を次のように改める。

二 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの

イ ブラウン管式のもの

ロ 液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの

第一条第四号中「電気洗濯機」の下に「及び衣類乾燥機」を加える。

第二条第一項の表前条第三号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったものの項中「特定家庭用機器廃棄物から冷媒として使用されていた特定物質等」を「特定家庭用機器廃棄物のうち、冷媒として使用されてい

た特定物質等を含むものから当該特定物質等」に改め、同表に次のように加える。

<p>前条第四号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの</p>	<p>特定家庭用機器廃棄物のうち、冷媒として使用されていた特定物質等を含むものから当該特定物質等を回収して、これを自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、若しくは冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。</p>
-----------------------------------	---

第三条の表第一号中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同表第二号中「百分の五十五」の下に「  
第一条第二号ロに掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったものにあつては、百分の五十」を加え、同表第三号中「百分の五十」を「百分の六十」に改め、同表第四号中「百分の五十」を「百分の六十五」に改める。

#### 附 則

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

## 理由

特定家庭用機器廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を一層推進するため、液晶式及びプラズマ式テレビジョン受信機並びに衣類乾燥機を特定家庭用機器に加えるとともに、再商品化等の基準を見直す等の必要があるからである。